

2023年
6月号

事業主・加入者の皆さまへ

協会けんぽからのお知らせ



職場内で回覧・掲示をお願いします

取り組んでいますか？ 職場のメンタルヘルス対策

人事労務担当者・事業主向け

令和
5年度

メンタルヘルスセミナーのご案内

職場のメンタルヘルス対策に役立つセミナーを開催します。

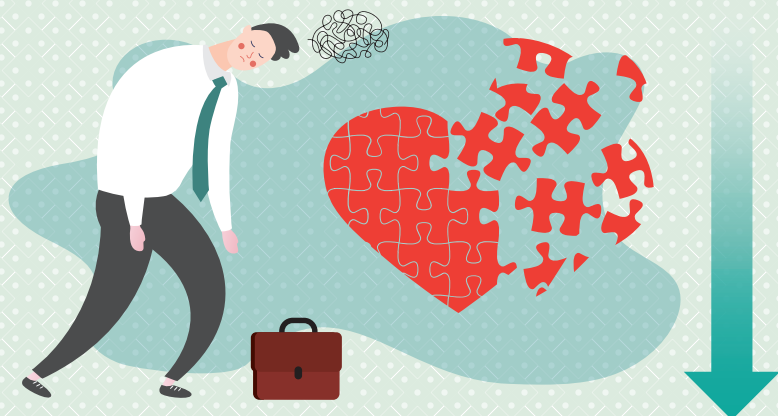
WEBから動画配信を行いますので、いつでもどこからでも受講することが可能です！

職場に活気がない

長時間労働が続いている

療養中の社員がいる

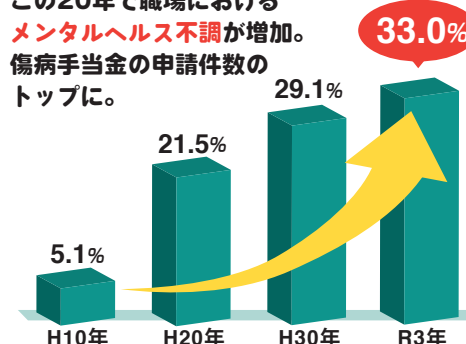
今、**メンタルヘルス不調**に悩む
職場が増加しています



協会けんぽの傷病手当金に占める
精神および行動の障害の構成割合

【現金給付受給者状況調査報告】（令和3年度 全国健康保険協会）

この20年で職場における
メンタルヘルス不調が増加。
傷病手当金の申請件数の
トップに。



セミナーを受講して、安心して働ける職場環境をめざしましょう！

【受講期間】 8/1(火) ~ 9/30(土)

【講師】 岡田 邦夫氏（労働衛生コンサルタント・NPO法人健康経営研究会 理事長）

【受講内容】 ①ベーシック 「働く人の心の健康づくりー中小企業での対応」

②アドバンス 「企業の心の健康づくり対策ー事業者・部下を持つ管理職のために」

▶動画は各60分程度。対象者の状況にあった内容が受講できます！

受講料無料
動画配信

詳細は
コチラ



▶主催：全国健康保険協会兵庫支部

▶共催：兵庫県社会保険協会

▶後援：兵庫産業保健総合支援センター

全国健康保険協会 兵庫支部
協会けんぽ

〒651-8512 神戸市中央区磯上通 7-1-5 三宮プラザ EAST

☎ 078-252-8701(代表) ▶おかけ間違いにご注意ください

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/hyogo/>

●申請書はホームページから印刷できます

協会けんぽ 兵庫

▶申請書の提出は
郵送をご利用ください



●メールマガジン会員募集中

▶毎月1回無料で配信中

▶最新情報をいち早くお届け



ご登録は
コチラ





通勤中・仕事中のケガ等には健康保険は使えません！

通勤途中や業務上の理由でケガをしたり、病気になったりした場合は、健康保険が使えず、

労災保険(労働者災害補償保険)の適用となります。

通勤中のケガ等………▶ 通勤災害

- 出社途中に、駅の階段でケガをした
- 帰宅途中にスーパーで食材を購入し、通勤経路に戻った後にケガをした



※通勤とは、「就業に関し」、「住居」と「就業場所」との間を「合理的な経路及び方法」によって往復することをいう」と定められており、帰宅途中に日用品を買ったり、通院したりした後に、通常の通勤経路に戻った場合は、その行為の時間を除き「通勤中」と認められます。

仕事中のケガ等………▶ 業務上災害

- 仕事の準備や片付け中にケガをした
- 工作中トイレに行く途中で転んでケガをした
- 出張中にケガをした(私的な行動は除く)
- 業務による明らかな過重負荷で不調をきたした



誤って健康保険を使うと、一時的に治療費を全額自己負担することに

健康保険は、通勤災害・業務上災害である労働災害(以下「労災」とは関係のない傷病に対して支給されるものです。労災によるケガ等にもかかわらず、誤って健康保険を使って受診した場合は、治療費の全額を一時的に自己負担することになってしまいます。受診の際は、必ず労災であることを申し出ましょう。

通勤中にケガを
しまして

労災保険
ですね



⚠ 誤って健康保険で受診してしまったとき

受診した病院に、健康保険から労災保険への切り替えができるかご確認ください。切り替えができない場合は、協会けんぽが負担した分を返納し、いったん医療費の全額を自己負担したうえで労災保険に請求することになります。

詳しくは
コチラ



各種申請書の様式変更について

令和5年1月に各種申請書(届出書)の様式を変更しました。新様式への切り替えがお済みでない場合は、ご対応いただきますようお願いいたします。



取り扱い変更

申請期間の初日が令和5年5月8日以降の

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の申請は医師の証明が必要です

申請期間の初日が令和5年5月8日以降となる新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給申請については、他の傷病による支給申請と同様に、傷病手当金支給申請書の療養担当者意見欄(申請書4ページ目)に医師の証明が必要です。

詳しくは
コチラ



CHECK

新様式版 傷病手当金支給申請書の事業主証明(3ページ目)の記載方法もご確認ください。



「算定基礎届」に関する

お問い合わせは日本年金機構まで

お間違いに
ご注意!

この時期よく「算定基礎届」に関するご質問をいただきますが、「算定基礎届」に関するお問い合わせ・提出先は「日本年金機構」となります。お間違いのないようお願いします。

兵庫支部オリジナル

禁煙啓発リーフレットのご案内



従業員の喫煙対策等にご活用いただけるコンパクトサイズのリーフレットを無料配布しています。

詳しくは
コチラ

